

韓國水域就航船舶乗組員に対する危険区域手当免稅に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年七月二十七日

松浦清一

参議院議長 佐藤尙武殿

韓国水域就航船舶乗組員に対する危険区域手当免税に関する質問主意書

韓国問題の勃発に鑑み、韓国水域就航船舶乗組員に対しては危険区域手当が支給されることになつてゐるが、本手当の特殊性に鑑み免税とすべきものと思われる。敢て説明する迄もなく現在の状況において戦争により生命の危険に曝されているのは韓国水域就航船舶乗組員に限るのであつて、かかる場合において右危険手当に対しても国内における一般給與と同様に課税することは不合理も甚だしいと考える。

本件に対する政府の見解如何。

右質問する。